

広島県告示第六百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道広島二次線	安芸高田市甲田町高田原字行久二四七番二地先から安芸高田市甲田町高田原字行久三〇九番八地先まで	平成三〇年九月二〇日